

国分寺市 農業委員会だより

第47号

市内農地面積:134.34ha
(令和4.1.1現在)

発行 国分寺市農業委員会 〒185-8501東京都国分寺市戸倉1-6-1 TEL042-325-0111(内線394)

令和4年度表彰受賞者

国分寺市農業委員会等では、優秀な農業経営者や地域農業に功労のあった農業者への表彰事業を行っており、今年度の受賞者を紹介します。皆様、誠におめでとうございます。

顕彰・表彰名	氏名	地区	部門
第62回企業的農業経営顕彰 東京都産業労働局長賞	鈴木 秀男 様 恵子 様	光町	植木
第42回農業後継者顕彰 全国農業会議所会長賞	齋藤 宏一 様 三沙子 様	弁天	植木
令和4年度北多摩地区農業委員会連合会 優秀農業経営者表彰	坂本 英之 様	共東	果樹
令和4年度国分寺市優秀農業経営表彰 (農業委員会長賞)	池谷 喜市 様	共東	植木



(写真後列左から) 田中議長, 齋藤会長職務代理, 田中会長, 本多副組合長理事, 田倉筆頭理事

(写真前列左から) 齋藤宏一様, 鈴木秀男様, 鈴木恵子様, 坂本英之様



農業後継者顕彰受賞者
齋藤 宏一 様
三沙子 様



国分寺市優秀農業経営表彰
池谷 喜市 様



新たに『農地の肥培管理基準』を策定します

肥培管理基準とは？

農地の適正な管理のため、農地法に基づき、年に1度の農地利用状況調査や定期的な農地パトロールを実施しています。市内全域の農地の管理状況について、**公平・公正で客観的に判断する基準**が必要になることから、新たに肥培管理基準を策定するものです。



どうして策定したの？

市内農業・農地は、農業者などの皆様のたゆまぬ努力によって、新鮮で安全な食料の生産現場としてのみならず、防災空間の確保、良好な景観の形成、環境の保全、食育の推進、農業体験の場の提供など、多面的な機能を果たし、市民生活の向上に大きく貢献しています。

その一方で、様々な理由から肥培管理が適切に行われていない農地も見受けられ、このような状態を放置しておくことは、近隣農地や地域住民に悪影響を及ぼすだけでなく、農業・農地そのものに対するイメージを大きく悪化させるものとなることから、肥培管理の基準を策定することとしました。

いつ活用するの？

農業委員会が発行する各種農地に関する証明・届出による農地の現地調査、年に1度の農地利用状況調査や定期的な農地パトロールの際などに活用する予定です。農業委員会委員は、3年に1度、改選に伴う委員の入れ替えがあるため、誰が就任しても、農業委員として農地の適正な判断ができるように活用します。なお、**農地の肥培管理基準は令和5年4月1日施行予定**です。農業者の皆様におかれましては、引き続き、適正な農地の肥培管理をよろしくお願いいたします。

ご所有の農地等を生産緑地にしませんか

令和5年度の生産緑地地区の追加指定に関する申請の受付が始まっています。指定されると30年間は適正な肥培管理が義務付けられる一方で、固定資産税の優遇措置や相続税の納税猶予制度の適用を受けられます。



◆追加指定の申請期日
～ 5月24日(水)

過去に農地転用の届出をした土地の指定を希望する場合は、市まちづくり計画課への申請前に、別途、農業委員会での手続きが必要になりますので、農業委員会事務局までお問い合わせください。

※詳細は市まちづくり計画課(内線454)まで

市民農園を開設しませんか

平成30年9月より都市農地貸借円滑化法が施行され、生産緑地（相続税納税猶予制度適用農地を含む）において市民農園を開設しやすくなりました。農業者が自ら市民農園を開設する場合と、第三者（法人等）に貸し出した後、その第三者が市民農園を開設する場合を紹介します。

農業者が自ら市民農園を開設する場合

メリット

- ★規約、金額設定など、園主の**自由度が高い！**
- ★所有農地の**規模**や**環境**に併せて開設できる！
- ★生産緑地だけでなく、相続税納税猶予適用農地でも開設でき、開設中に**相続**が発生しても、開設したまま相続税納税猶予制度の**適用対象農地が継続**できる！

注意点

- ★規約は市と協議の上、決定する必要があります。
- ★規約の変更（区画割り・金額の変更等）などがあった場合、別途、手続きが必要になります。
- ★相続時、生産緑地の買取申出を希望する場合、農地所有者は年間40日以上、当該農地に従事（見回り、近隣からの相談対応等）する必要があります。

市内での開設実例！

ファームランドコクア
（国分寺市光町3-6-5）
農園主：本橋順子さん



農地を借りた者(法人)が開設する場合

メリット

- ★市民農園の運営は借りた者(法人)が行うため、農地所有者の**負担が少ない！**
- ★貸し手・借り手と市が入り、三者で協定を結ぶため、**安全・安心**の貸借！
- ★生産緑地だけでなく、相続税納税猶予適用農地でも開設でき、開設中に**相続**が発生しても、開設したまま相続税納税猶予制度の**適用対象農地が継続**できる！

注意点

- ★規約は市と協議の上、決定する必要があります。
- ★賃貸借の場合、契約期間満了までは農地が返還されません。（合意があれば問題ありません）
- ★相続時、生産緑地の買取申出を希望する場合、農地所有者は年間40日以上、当該農地に従事（見回り、近隣からの相談対応等）する必要があり、市民農園を閉園する必要があります。

市内での開設実例！

シェア畑 国分寺
（国分寺市本多5-26-3）
農園主：(株)アグリメディア



※詳細は農業委員会事務局まで

農地転用等に関するよくある質問

農地転用って
なに？

農地を農地以外（宅地、駐車場、道路等）にすることを農地転用と言います。農地を農地以外にする際には、あらかじめ、農地転用届を農業委員会に届出する必要があります。

届出はいつまでに
出せばいいの？

工事着工の2週間前までに農業委員会へ届出をお願いします。受理通知書の発行について、お急ぎの要望をしばしば受けますので、期間に余裕を持って、届出をお願いします。

農地を相続したら
届出は必要？

農地法3条の3の届出が必要

です。相続等により、農地の権利を取得した方は、遅滞なく（おおむね10か月）農業委員会に届出をする必要があります。これは、納税猶予制度等の手続きとは別になりますのでご注意ください。

一時的に畑以外で
使う場合は？

工事等の関係で、農地を一時的に畑以外として使う場合には農地の一時転用の届出が必要になります。期間・規模・用途によっては、本届出に該当しない場合がありますので、一時転用の可能性がありましたら、農業委員会事務局へご相談ください。

どれくらい農地転用は
行われているの？

都内の令和3年（2021年）中の農地転用は3,262件あり、面積は約171haです。これは、1年で市内農地の合計（約134ha）を上回る農地が消失していることになり、東京ディズニーランド約3個分に相当します。

市内における令和4年（2022年）の農地転用届の内訳は下表のとおりとなります。

農地転用届の内訳（2022年1月～12月）

種別	件数	筆数	面積
農地法第4条 （所有者が変わらない農地転用）	19件	30筆	約0.7ha
農地法第5条 （所有者が変わる農地転用）	38件	82筆	約4.2ha
全 体	57件	112筆	約4.9ha